

## 加印地区共同調査委員会規約

### (目的)

第1条 この加印地区共同調査委員会(以下「調査委員会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項に規定する加印地区二市二町の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)において使用する教科用図書(以下「教科用図書」という。)について、二市二町合同で調査・研究を行うことを目的とする。

### (調査委員会の所掌事務)

第2条 調査委員会は、全ての教科用図書について調査・研究を行い、各教科用図書の特徴について意見を付し、代表者が各市町の教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告する。

### (組織)

第3条 調査員の人数は、二市二町で協議のうえ、教科ごとに定める。

2 校種・教科ごとに互選により代表者を置く。

### (調査員)

第4条 調査員は、学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭等から適任者を、各市町の教育長が任命する。

2 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、代表者が各市町の選定委員会に報告する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び各市町の選定委員会の委員は、調査員となることができない。

4 調査員は、教科用図書の調査研究を通じて知り得た情報について守秘義務を有する。

5 調査員の任期は、任命の日が属する年の8月31日までとする。

6 調査員の会議は、庶務を担当する市町の主管課長が招集する。

### (審議の公正確保)

第5条 採択の公正・適正を確保するため、調査員名は非公開とする。但し、再任される可能性が低い等採択の公正・適正を確保できる場合においては、公開に努めるものとする。

### (委任規定)

第6条 この規約に定めるもののほか、教科用図書の調査・研究採択事務に関し必要な事項は、二市二町で協議し定める。

### (庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、二市二町で輪番制で担当する。その順は加古川市、稲美町・播磨町、高砂市とする。

### 附 則

この規約は、令和5年5月15日から施行する